### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

| Title            | 社会保障の財政選択に関する試論:政府による選択:目的税対普通税   |
|------------------|---|
| Sub Title        | A Thinking about Fiscal Choice of Social Security : The Government Choice either Earmarking Tax or General-Fund Financing                         |
| Author           | 権丈, 善一(Kenjoh, Yoshikazu)   |
| Publisher        |   |
| Publication year | 1995  |
| Jtitle           | 三田商学研究 (Mita business review). Vol.38, No.3 (1995. 8) ,p.97-  |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         | 社会保障の財政方式として,政府は目的税と普通税のいずれの方式を選択するのかを,ブキャナンの財政選択モデルを参考にしながら考える。考察の結果,政府は,国民に社会保障政策の重要性を認識させる説得を行い続ける一方で,消費税の福祉目的税化のような社会保障財源の目的税化には反対することを,予測する。 |
| Notes            |   |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19950800-00685661   |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

1995年 5 月23日掲載承認

三田商学研究 第38巻第3号 1995年8月

研究ノート

# 社会保障の財政選択に関する試論

---政府による選択:目的税対普通税---

権丈善一

<要 約>

社会保障の財政方式として,政府は目的税と普通税のいずれの方式を選択するのかを,ブキャナンの 財政選択モデルを参考にしながら考える。考察の結果,政府は,国民に社会保障政策の重要性を認識させる説得を行い続ける一方で,消費税の福祉目的税化のような社会保障財源の目的税化には反対することを,予測する。

<キーワード>

社会保障, 財政, 公共選択, 目的税

## 1 問題設定

「社会保障の充実のためには、国民負担率の引き上げもやむを得ない」というコンセンサスが成立しているとしよう。このとき政府は、いかなる財政方式を選択――普通税か目的税か、および普通税における予算配分比率の選択――するのであろうか。この問題を財政選択に関する政治経済モデルを用いながら考えてみる。

# 1)この研究ノートでは、財政選択に関する政府の意思決定に関心がある。それゆえここでは、政府に対する行動仮説を立てることにより、政府のもつ課税権力をいかにして制限するかという視点から、目的税理論をまとめた Brennan, G. and J. M. Buchanan (1980) の問題意識を主に参考にしている。本文のなかでは、Buchanan, J. M. (1963) を多用するが、その理由は、Brennan, G. and J. M. Buchanan (1980) の問題意識を外挿して考察するには、Buchanan, J. M. (1963) の財政選択モデルがもっとも適していると判断したからである。ただし、Brennan,

### 2 財政選択モデルの諸仮定

ここで利用する,財政選択に関する政治的意思決定 モデルに,以下の諸仮定をおく。

- 1. 単純多数決ルール
- 2. 中位投票者モデル
- 3. 中位投票者の選好は単峰型

政府は,つぎの2つの公共サービスを供給している。

- 1.「社会保障」(Xw)
- 2.「他政府支出」 $(X_o)$

2つの公共サービスについては,つぎの仮定をおく。

1. 公共サービスの限界費用は一定であり,政治的

G. and J. M. Buchanan (1980) と Buchanan. J. M. (1963) がそれぞれ掲げる問題設定は不連続なものであり、この研究ノートの目的の一つは、この不連続な問題設定を連続したものにつなげることにある。なお、財政選択モデルの原点をなす Buchanan, J. M. (1963) 以降の、普通税一目的税間の選択モデルの展開については、山本栄一(1975)、Dye, R. F. and T. J. McGuire (1992)、横山彰 (1995) を参照されたい。

2) 主要経費別分類における「社会保障関係費」 以外の政府支出――たとえば、「公共事業関係 費」等――を想定されたい。 意思決定に到達する費用は無視する。

- 2. 公共サービスの財源は、人頭税で徴収する。
- 3. 個人は、国庫と自分自身との間の取引き条件に 影響を与えることはできない。
- 4. 公共サービス1単位当たりの租税価格は、公共サービスの総量に影響されない。

投票者一納税者一受益者にとっての公共サービスに 対する需要の特性を、つぎのように特定化する。

1. 現在時点では、「社会保障」需要の方が、「他政府支出」需要よりも緊要度が高い。すなわち、前者の方が後者よりも価格弾力性が小さい。

政府には,つぎの権力が付与されているものとする。

- 1. 財政方式選択権――すなわち、普通税か目的税 かの選択権
- 2. 普通税における予算配分比率決定権 投票者一納税者一受益者には、つぎの権利が付与されているものとする。
  - 1. 目的税のばあい,予算配分比率と予算規模を選 択する権利
  - 2. 普通税のばあい,予算配分比率が所与のもとで 予算規模を選択する権利

租税収入の処分に関して,政府はつぎの認識をして いるものとする。

1. 集められた税収のうち、ある部分は、投票者一 納税者一受益者にとって価値ある財・サービス の供給に向けなければならないが、他の部分 は、政治家・官僚が、自らの自由裁量にもとづ いて自らが(金銭的・非金銭的に)価値ありと するものの提供に向けることができる。

しかし,政府には,総予算の処分に関して,つぎのような行動制約があるものとする。

2. 政治家・官僚が(金銭的・非金銭的に)価値ありとするものの提供に向けることができるといえども、投票者—納税者—受益者による限界評価が、負ではないサービスの提供に向けなければならない。<sup>3)</sup>

したがって、ここでは、政府が供給する公共サービスに関してつぎの仮定をおく。

- 1.「社会保障」(Xw)は,投票者-納税者-受益者にとっては限界評価の高いサービスであるが,これは単なる所得移転であるにすぎないから政府の裁量的な処分が難しい。それゆえ,政府自らが利益を受けることのできないサービスである。
- 2.「他政府支出」(X<sub>o</sub>) は,投票者一納税者一受益者にとっては限界評価の低いサービスであるが,これは単なる所得移転ではないから政府の裁量的な処分が容易である。それゆえ,政府自らが利益を受けることのできるサービスである。

ここで政府は、「他政府支出」の財源を、総予算から「社会保障」予算を差し引いた余剰に求めるものとする。そこで政府は、余剰極大化行動をとる独占的政府 = リバイアサン政府であることを仮定する。すなわち、社会保障予算規模 W を、

 $W = \alpha R$ 

によって定義する。ただし、Rは徴税された総予算、 $\alpha$ は総予算のうちRへの支出にむけられる割合である。 リバイアサン政府の目的関数は、Yという余剰の極大化となる。

$$Y=W-G=(1-\alpha)$$
 G

### 3 財政選択モデル

目的税の財源調達方式を、投票者一納税者一受益者

□ J. M. Buchanan (1980) とこの研究ノートとの仮定の違い――1つ目の仮定は維持するが,2つ目の仮定は放棄する――は、考察の対象とする目的税の定義の違いゆえに、生じている。すなわち、通常は、ガソリン税とか通行税のように、目的税は財源の名を冠して呼ばれており、福祉目的税のように、使途の名を冠して呼ばれることはない。Brennan、G. and J. M. Buchanan (1980) が対象とした目的税は、前者の財源の名を冠して呼ぶ目的税であり、この研究ノートの対象は、後者の使途の名を冠して呼ぶ目的税である。

なお、福祉目的税という表現は、伝統的な解釈にもとづけば、福祉サービスの利用者に直接課される税となる。しかしいまではもう、福祉目的税という言葉は広く知られているので、使途を福祉サービスに限定する租税を福祉目的税と呼ぶことは許されるであろう。

<sup>3)</sup> Brennan, G. and J. M. Buchanan (1980)  $\mathcal{C}$   $\mathcal{U}$ .

<sup>1.</sup> 政府は、投票者一納税者一受益者にとって 価値ある財・サービスから利益を受けるこ とはない

<sup>2.</sup> 投票者-納税者-受益者は、政府にとって価値ある財・サービスから利益を受けるこ

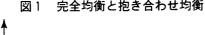
ことが仮定されている。Brennan, G. and/

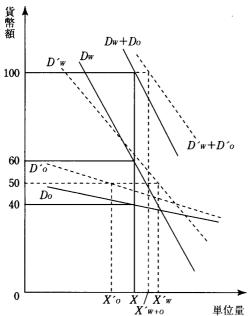
が、予算規模および予算配分比率の双方に関する選択 権をもつ財政方式と定義する。さらに、普通税の財源 調達方式を、投票者一納税者一受益者が、予算配分比 率所与のもとで予算規模に関する選択権をもつ財政方 式と定義する。そして市場における独占的「抱き合わ せ」販売理論を普通税の財源調達方式に当てはめるこ とにより,普通税と目的税の経済学的性格を分析する。 これがブキャナンの視点である。

目的税であっても普通税であっても,投票者-納税 者一受益者が、ともに等しい予算規模および予算配分 比率をもつ公共サービス計画に投票する予算配分比率 がある。この比率を,「完全均衡」比率と呼ぶ。図1完 全均衡と抱き合わせ均衡には、1人の投票者一納税者 一受益者が直面する財政選択の次元――「社会保 障」:「他政府支出」=60:40を「完全均衡」比率と仮 定――が描かれている。縦軸は、円で示した貨幣額で ある。横軸には,数量単位がとられており,これは特 別な方法で定義されている。

- 「社会保障」1単位は60円の租税価格で個人に 利用できる物理的数量
- 「他政府支出」1単位は40円の租税価格で個人 に利用できる物理的数量

このため、100円では、「社会保障」と「他政府支 出」が1単位ずつ利用できる。Dwは「社会保障」の需 要を $D_o$ は「他政府支出」の需要をそれぞれ示し、  $D_w + D_o$ は、60:40の予算配分比率で「抱き合わせ販





売」される2つのサービスへの需要であり、 $D_w \geq D_o$ の垂直和で表される。限界費用一定の仮定のため、目 的税のばあいには、「社会保障」については1単位60 円.「他政府支出」については1単位40円として供給 曲線が描かれ、普通税のばあいには、1単位100円と して供給曲線が描かれる。

60:40の予算配分比率を与件とする普通税のばあい, 中位投票者は、 $D_w + D_o$ という「抱き合わせ」需要曲線 と100円という租税価格との交点 OX の公共サービス 計画に投票する。「完全均衡」の定義により、60:40の 予算配分比率が保証された普通税のばあいの投票行動 は、目的税の財源調達方式のばあいでの投票行動---「社会保障」に関する Dw線と60円という供給曲線の交 点 0X. および「他政府支出」に関する  $D_0$  線と40円と いう供給曲線との交点 OX それぞれの公共サービス計 画への投票行動――と同じ結果をもたらす。

需要条件を図1に示されている状態に維持したま ま,予算配分比率を「社会保障」:「他政府支出」= 50:50に変えてみる。2つのサービス間で,サービス 量が等しいときに租税価格がともに50円となるよう に, 横軸の単位を書き換える。

- 「社会保障」1単位は50円の租税価格で個人に 利用できる物理的数量
- 「他政府支出」1単位は50円の租税価格で個人
- 4) 需要条件を維持するということは,「完全均 衡 の需要額および納税者余剰が等量で維持さ れることを意味すると考えればよい。たとえ ば,「完全均衡」比率60:40のもとで, X=40(単 位)とする。このとき、「社会保障」の需要額 は、100 (円)×0.6 (予算配分比率)×40 (単 位)=2,400円である。これが,予算配分比率 50:50になっても変化せず,100(円)×0.5(予 算配分比率) $imes X'_o = 2,400$ 円なので, $X'_o = 48$ (単位)となる。

つぎに、「完全均衡」条件—— $X_w = X_o \Rightarrow Y_w = 6$ ―を満たす,「社会保障」,「他政  $0 \cap Y_o = 40.$ 府支出」の需要関数を、ブキャナンの数値例に ならう (Buchanan「1967」, pp.85-7.)。 すなわ ち,2本の需要関数を,

$$Y_w = 150 - 2.25x_w \tag{1}$$

$$Y_o = 50 - 0.25x_o \tag{2}$$

および、(1)と(2)の垂直和である「抱き合わせ」 需要関数を、

$$Y_c$$
=200-2.5 $x_c$  (3)  
としよう。「社会保障」の需要関数  $y_w$ = $a_w$ - $b_w$   
 $x_w$ について,納税者余剰均等条件から定数項  
 $a_w$ を推計した,その後に,再び需要額均等条件  
から  $b_w$ を推計すれば,つぎの表になる。  $\nearrow$ 

### に利用できる物理的数量

その結果、 $D'_w+D'_o$ 、 $D'_w$ ,  $D'_o$ が導かれる。租税価格は50円であるから,新たな横軸上の1単位は「社会保障」については「完全均衡」時の古い単位の5/6単位,「他政府支出」については5/4単位を表す。 したがって,先の「完全均衡」サービス量0Xは,今度は「社会保障」で $0X'_o$ ,によって示される。このばあい,中位投票者は,「抱き合わせ」需要曲線 $D'_w+D'_o$ と「抱き合わせ」供給曲線100円の交点 $X'_{w+o}$ での公共サービス計画に投票する。この均衡を「完全均衡」に対して「抱き合わせ均衡」と呼ぶ。「完全均衡」と比べると,「社会保障」は $X'_w-X'_{o+w}$ だけサービス量が少なくなり,逆に「他政府支出」にとっては $X'_{o+w}-X'_o$ だけサービス量が多くなる。

政府により普通税が選択され,しかも予算配分比率が「完全均衡」比率から離れると,中位投票者は,「完全均衡」サービス量と比べて一方の需要を過小に評価し他方の需要を過大に評価する公共サービス計画に投票する。さらに図が示すように, $X'_{w+o}$ は「完全均衡」サービス量であったXより大きくなっており,一方のサービス縮小と他方のサービス拡大とが相殺されるに止まらない。60:40という「完全均衡」比率から50:50比率での「抱き合わせ均衡」への移行は,予算規模全体を拡大する働きをもっている。

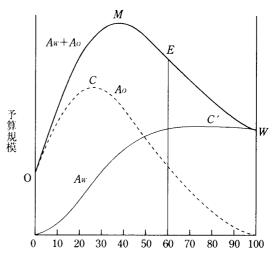
このような普通税への移行による各種サービス量の

|     | 普通税における「社会保障」と「他政府支出」の予算配分比率 |       |       |       |        |       |  |  |
|-----|------------------------------|-------|-------|-------|--------|-------|--|--|
|     | 0:100                        | 10:90 | 20:80 | 30:70 | 40:60  | 50:50 |  |  |
| aw. | 0                            | 25    | 50    | 75    | 100    | 125   |  |  |
| bw: | 0.00                         | 0.06  | 0.25  | 0.56  | 1.00   | 1.56  |  |  |
|     | 60:40                        | 70:30 | 80:20 | 90:10 | 100: 0 |       |  |  |
| aw  | 150                          | 175   | 200   | 225   | 250    |       |  |  |
| bu- | 2.25                         | 3.06  | 4.00  | 5.06  | 6.25   |       |  |  |

「他政府支出」についても、同様の作業を行うことができる。

|              | 首通税における「社会保障」と「他政府支出」の予算配分比率 |       |       |       |        |       |  |  |
|--------------|------------------------------|-------|-------|-------|--------|-------|--|--|
|              | 0:100                        | 10:90 | 20:80 | 30:70 | 40:60  | 50:50 |  |  |
| an           | 125                          | 112.5 | 100   | 87.5  | 75     | 62.5  |  |  |
| $b_{\alpha}$ | 1.56                         | 1.27  | 1.00  | 0.77  | 0.56   | 0.39  |  |  |
|              | 60:40                        | 70:30 | 80:20 | 90:10 | 100: 0 |       |  |  |
| an           | 50                           | 37.5  | 25    | 12.5  | 0      |       |  |  |
| $b_{\phi}$   | 0.25                         | 0.14  | 0.06  | 0.02  | 0.00   |       |  |  |

図2 予算配分比率と予算規模



社会保障に向けられる普通税の予算分配比率(%)

変化と,総予算規模の変化を見るために,図2予算配分比率と予算規模が描かれる。図2では,60:40の「完全均衡」比率での需要条件は維持されるものとし,縦軸は予算規模,横軸は2つの公共サービスのための普通税徴収額のうち「社会保障」に配分される比率を示している。

一番上の太線が総予算規模を表し、E点が「完全均衡」比率での総予算規模を示しており、「社会保障」と「他政府支出」をそれぞれ目的税でまかなったばあいの総予算規模に等しい。それより左にあっては、「社会保障」に不利に予算配分比率が変化するにつれて、総予算規模は拡大し続ける。この理由は、「完全均衡」点で測定される「社会保障」の需要弾力性の方が、「他政府支出」の需要弾力性よりも小さく想定されているからである。すなわち、予算配分比率が、「完

5) たとえば、50:50比率のとき、注4)より、 $y_w = 125 - 1.56x_w$ 

 $y_0 = 62.5 - 0.39x_0$ 

(2)'

(1)'

を得る。このときの「抱き合わせ」需要関数 は、それぞれの需要関数の垂直和である

 $y_c = 187.5 - 1.95x_c \tag{3}$ 

となる。 $y_c=100$ のとき、「抱き合わせ」サービスの租税価格  $x_c$  について、(3)'を解けば、 $Y=44.87 \pm 38.2$ 

 $X_c\!=\!44.87$ を得る。

- 「社会保障」への実際上の予算規模 =(44.87)(50.00)=2243.50
- 「他政府支出」への実際上の予算規模 =(44.87)(50.00)=2243.50

総予算規模は、2つのサービスへの実際上の予 算規模の総和に等しい。 全均衡」点で、より非弾力的な需要を特徴とするサー ビスに対して不利な方向に変化すると, そのサービス 予算を減らすのみならず, 総予算規模は拡大する。 た だし, それは「完全均衡」近辺での変化についてのみ 成立する命題であり、図2をみるとわかるように、総 予算規模は M 点で極大点に達し、やがて減少する。こ れは、予算配分比率が「社会保障」に対して不利な方 向に変化するにつれて、2つのサービスの需要弾力性 の大小関係が変化し、やがて逆転するからである。し たがって一般的には, 予算配分比率が, 「抱き合わせ 均衡」点で測定された需要弾力性がより非弾力的な サービスに不利な方向に変化するかぎり、中位投票者 が投票する総予算規模は拡大する。逆に、予算配分比 率が、同様に測定された需要弾力性がより弾力的な サービスに不利な方向に変化するならば, 中位投票者 が投票する総予算規模は減少する。すなわち、M 点に おいて「社会保障」の弾力性は、「他政府支出」の弾力 性より大きくなるために,中位投票者が投票する総予 算規模は減少し始める。

E点より右では,予算配分比率は「社会保障」に有利になるが,「完全均衡」近辺での「社会保障」の需要弾力性は「他政府支出」のそれより小さいため,中位投票者が投票する総予算規模は減少する。右端と左端は,それぞれ「社会保障」のみに,また「他政府支出」のみに予算を配分するばあいである。これは目的税のばあい,すなわち「完全均衡」のばあいと同じ予算規模であって,OO+100W は E の高さに等しい。

普通税で調達された財源が、「社会保障」と「他政府支出」に対する予算として、実際どのように配分されるかは、「社会保障」については実線  $A_w$ 、「他政府支出」については破線  $A_o$ によって表される。このばあい、実際の総予算規模は  $A_w+A_o$  である。

予算配分比率が「完全均衡」比率から「社会保障」に有利な方向に変化するにつれて「社会保障」の予算規模は拡大し、極大点C'にまで到達する。予算配分比率が「完全均衡」比率から「他政府支出」に有利な方向に変化するにつれて「他政府支出」の予算規模は拡大し、極大点Cにまで到達する。ただし、どちらの方がより大きく予算規模が拡大するかは、需要弾力性の相対的な大小関係に依存している。

### 4 結果の考察

ここでのモデル――とくに、現時点において、投票

者一納税者一受益者が「社会保障」の租税価格弾力性を「他政府支出」のそれよりも小さく意識しているという仮定をおくモデル――にもとづくかぎり、「他政府支出」をまかなう余剰の極大化を狙うリバイアサン政府は

● 「他政府支出」の極大点 C を実現させる予算配 分比率の普通税

を選択すると予測できる。

そして,政府につぎの権力が付与されており,

- 1. 財政方式選択権——すなわち,普通税か目的税 かの選択権
- 2. 普通税における予算配分比率決定権 投票者一納税者一受益者には、つぎの権利しか付与さ れていないのであれば、
  - 1. 目的税のばあい,予算配分比率と予算規模を選 択する権利
  - 2. 普通税のばあい,予算配分比率が所与のもとで 予算規模を選択する権利

投票者一納税者一受益者に社会保障政策への租税価格 弾力性をさらに小さく認識させるための説得を,政府 は行い続けることを予測できる。そしてさらに,消費 税の福祉目的税化のような,社会保障財源の目的税化 には,政府は抵抗することも予測できる。

ただしここでのモデルにより、つぎのような仮想的 状況を描写することは無理である。それは、「社会保障」の充実を名分にして増税がなされた後、そこでの 増税分が「他政府支出」に流用されるような状況であ る。こうした状況は、予算規模の決定が先行して予算 配分比率の決定が遅行するばあいに起こり得る。すな わち、この仮想的状況は、投票者一納税者一受益者に とって「予算配分比率が所与」であることを仮定した モデル――政府が公約(名分)を守るのであれば状況 は異なるけれども――によって、描写することはでき ない。

### 参考文献

Buchanan, J. M. (1963), "The Economics of Earmarked Taxes," *Journal of Political Economy* Vol.71, Oct., 457-69.

Buchanan, J. M. (1967), Public Finance in Democratic Process: Fiscal Institution and Individual Choice, Chapel Hill: University of North Carolina Press [山之内光躬・日向寺純 雄訳『財政理論』勁草書房, 1971〕.

Brennan, G. and J. M. Buchanan (1980), The Power to Tax: Analytical Foundations of a Fiscal Constitution, Cambridge: Cambridge University Press 〔深沢実・菊池威・平澤典 男訳『公共選択の租税理論——課税権の制限』文眞堂,1984〕.

Dye, R. F. and T. J. McGuire (1992), "The Effect of Earmarked Revenues on the Level and Composition of Expenditures," *Public Finance Quarterly*, Vol.20, No.4, 543-56.
山本栄一(1975)『租税政策の理論』有斐閣.
横山 彰(1995)『財政の公共選択分析』東洋経済.